

一般粉じん発生施設の届出漏れはありませんか？

以下の対象施設を設置している事業者は大気汚染防止法や北海道公害防止条例に基づく届出書の提出義務があります。

大気汚染防止法

根拠条項 ●大気汚染防止法 第18条
●大気汚染防止法施行令 第3条 別表第2

施設の種類	届出の対象となる規模要件
コークス炉	原料処理能力50t/日以上
鉱物又は土石の堆積場	面積1,000㎡以上
ベルトコンベア、バケットコンベア	ベルト巾75cm以上又はバケット内容積0.03㎡以上
破碎機、摩砕機	原動機の定格出力75kW以上
ふるい	原動機の定格出力15kW以上

北海道公害防止条例

根拠条項 ●北海道公害防止条例 第25条
●北海道公害防止条例 第4条 別表第2

施設の種類	届出の対象となる使用方法及び規模の要件	
原材料等置き場	鉱物、土石を除く (例: 木、飼料等)	面積1,000㎡以上の堆積場
ベルトコンベア、バケットコンベア		ベルト巾75cm未満 又は バケツ内容積0.03㎡未満
破碎機、摩砕機	鉱物、土石、セメント用 ※湿式、密閉式を除く	原動機の定格出力が75kW未満
ふるい		原動機の定格出力が15kW未満
分級機		規模に関わらず
セメントサイロ、セメントホッパー	セメント製品製造用 ※密閉式を除く	規模に関わらず
製粉機	食料品製造用 ※密閉式を除く	原動機の定格出力が7.5kW以上
乾式繊維板製造施設、削片板製造施設	木材、木製品、 家具製造用	規模に関わらず
チップパー		原動機の定格出力が2.25kW以上
混合施設、調合施設、包装施設	農薬製造用	規模に関わらず
ミキシングロール	ゴム製品製造用	規模に関わらず

提出書類 直接持参、郵送、E-mailにより提出してください

施設の設置者は以下の書類を提出する必要があります。
詳細や提出様式はQRコードより苫小牧市HPにてご確認ください。

大気汚染防止法

《設置届出》
大気汚染防止法
(様式第3)



《添付資料(共通)》

- ・一般粉じん排出施設設置事業所の案内地図
- ・一般粉じん排出施設の構造及び配置図
- ・一般粉じんの飛散防止装置の構造及び配置図
- ・操業系統説明資料
- ・特定施設一覧

北海道公害防止条例

《設置届出》
北海道公害防止条例
(別記第2号様式)



提出先 工場と事業場で異なります

工場

継続的に物の製造又は加工を行う事業所のこと

事業場

工場以外の事業所全て

大気汚染防止法

胆振総合振興局
環境生活課

0143-24-9575

提出：3部

(うち1部は控えとして返却されます)

苫小牧市
環境保全課

0144-57-8806

提出：2部

(うち1部は控えとして返却されます)

北海道公害防止条例

苫小牧市
環境保全課

0144-57-8806

提出：2部 (うち1部は控えとして返却されます)

届出についてのよくあるご質問



Q. 届出は誰が行うのですか

A. 原則設置者が行う必要があります。

Q. 設置する期間が短いのですが、1日置くだけでも届け出なければならないのですか？

A. 移動式、仮設式、使用期間や方法によっては届出の対象とならない場合があります。

Q. 届出書はいつまでに提出しなければならないのですか？

A. 原則、大気汚染防止法では使用する前日まで、北海道公害防止条例においては施設の設置工事着手の60日前となっております。

Q. 届出書を提出しないことによる罰則はありますか？

A. 悪質な場合は大気汚染防止法第35条により30万円以下の罰金や、北海道公害防止条例第86条により10万円以下の罰金が科せられる場合があります。

Q. 大気汚染防止法施設の”鉱物又は土石”とは具体的にどのようなものを指しますか？

A. 大気汚染防止法では下記のとされております。
また、コンクリートやアスファルト及びそれらの廃材も鉱物又は土石に該当します。

原石、破石、砂利、川砂利、砂、山砂、海砂、洗砂、ふるい砂、年度、蛇紋岩、珪石、螢石、骨材、水砕、バラス、土石、頁岩、陶土、石灰石、石灰、生石灰、消石灰、炭酸カルシウム、からみ、石こう、セメント、石こうセメント、クリンカー、石炭、原料炭、成型炭、コークス粉、コークス塊、石油コークス、鉄鉱石粉、鉄鉱石塊、硫化鉱、ペレット、合成鉄、磁性鉄粉、砂鉄、粗鉱、粉鉱、塊鉱、鉱石、焼結原料、燐結原料、燐鉱石、イルミナイト、ハイアルミナ、ドロマイト、焼塊、返鉱、高炉さい、高炉スラグ、転炉さい、転炉スラグ、高炉バラス、高炉水砕、スラグ製品、スケール、高転炉脱水ケーキ、耐火物原料、レンガ屑、集じんダスト、塩化カリ、硫酸さい、セメント原料、スラッジ、フェロシリコン、調合原料、配合原料、転炉副材料、床敷、シャモット、ミルスチール

その他のご質問

苫小牧市HPをご覧くださいか直接ご相談ください



苫小牧市環境衛生部 環境保全課 環境監視担当

所在地 : 〒059-1364 北海道苫小牧市字沼ノ端2番地25

電話 : (0144) 57-8806

E-mail : kankyo-hozen@city.tomakomai.hokkaido.jp

H P : <https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/kankyokanshi/>